外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について 1 (案) 2 3 1.はじめに 4 5 6 (検討の背景) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、外来 7 生物法)は、平成16年5月に成立、同年6月に公布され、平成17年6月に施 8 行された。また、平成 16 年 10 月には、同法第3条に基づき、「特定外来生物被 10 害防止基本方針」が閣議決定されている。 同法の施行から5年以上が経過し、同法附則第4条に基づく施行状況の検討 11 とその結果に基づいた所要の措置の検討が必要となっていることから、平成 24 12 年5月10日の中央環境審議会野生生物部会において、同部会に設置されている 13 「外来生物対策小委員会」(以下、小委員会)でこれらの検討を行うことが合意 14 された。 15 16 (用語等の整理と検討対象の範囲) 17 「外来生物法」においては、我が国に自然分布域(その生物が本来有する能 18 力で移動できる範囲により定まる地域)がなく、海外から我が国に人為的に導 19 入(直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動さ 20 せること)される生物を「外来生物」と規定している。しかし、本報告におい 21 ては、国境にかかわらず、人為的導入によりその自然分布域外に生育又は生息 22 する生物種について「外来種」の用語を用いた。また「外来種」のうち、我が 23 国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えた国内の他地域に導入 24 25 される生物種について「国内由来の外来種」の用語を用いた。本報告では、国 内由来の外来種を含め、外来種による生態系等への被害を防止するための対策 26 について幅広く検討の対象とした。 27 さらに、自然分布域内であっても、導入される個体がその地域に生息・生育す 28 るものと遺伝的に異なる場合は遺伝子攪乱が生じる可能性があることから、外 29 来種対策と併せて「生物の人為的な導入による遺伝的攪乱」についても検討の 30 31 対象とした。

32

(外来種問題の基本認識) 33

我が国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置してい 34 ること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有 35

することなどを要因として、豊かな生物相を有しており、固有種の比率も高い。 36

- 1 また、野生生物の分布は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地
- 2 域固有の多様な生態系が形成されている。
- 3 近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の
- 4 他地域から、本来有する移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に
- 5 自然分布域外に導入され、野生化する生物が増加している。
- 6 こうした外来種により、在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝的
- 7 攪乱、農林水産業への影響、人の生命や身体への影響等、様々な影響が及ぶ事
- 8 例がみられる。それらの影響により、長い進化の過程で形成された地域固有の
- 9 遺伝的性質や生物相の変化、生態系の改変等、不可逆的に深刻化している問題
- 10 もある。
- 11 一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種
- 12 等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものも
- 13 ある。
- 14 今後、我が国に既に導入されたか、又は導入されようとしている生物につい
- 15 て、生態系等に係る影響等を評価し、それを踏まえた対応を行う等、我々の社
- 16 会と個々の生物との適切な関わり方を考えていく必要がある。
- 17 「外来生物法」の施行により、特定外来生物については、輸入規制により我
- 18 が国への導入が規制されているほか、国、地方公共団体、民間団体による特定
- 19 外来生物の防除が各地で活発化する等、一定の効果はみられる。しかし、目標
- 20 が明確でなかったり、効果が不十分であったりする防除事業もある。また、様々
- 21 な外来種の分布や被害状況、その定着経路は網羅的には把握されておらず、ま
- 22 た、輸入品に混入又は付着する等の非意図的な導入を防ぐ対策、地域ごとのき
- 23 め細かな対策等、外来種問題については、今後解決すべき多くの課題が存在す
- 24 る。

- 26 (外来種対策をめぐる主な動向)
- 27 平成 17 年 6 月に外来生物法が施行されて以降の外来種対策をめぐる主な動向
- 28 を概観すると次のとおりである。
- 29 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)及び自然環境保全法(昭和 48 年法律
- 30 第85号)の施行令の一部改正(平成18年1月施行)、並びに自然公園法及び自
- 31 然環境基本法の一部改正(平成22年4月施行)により、国立・国定公園及び自
- 32 然環境保全地域での動植物の放出等の規制が強化された。また、自然公園法及
- 33 び自然環境基本法の一部改正(平成22年4月施行)により生態系維持回復事業
- 34 に基づく対策が行われるようになった。
- 35 鳥獣保護法においては、「鳥獣の保護を図るための事業を推進するための基本
- 36 的な指針」を平成23年9月に変更し、農林水産業又は生態系等に係る被害を及

1 ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止 2 を図るものとしている。

3

生物多様性全体に係る施策としては、第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年 4 11 月閣議決定)が策定され、その後、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 5 号)(平成20年6月施行)が制定されたことを受け、同法に基づき生物多様性 6 国家戦略 2010 (平成 22 年 3 月閣議決定)が策定された。さらに、平成 22 年 10 7 月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(СОР10)において、生物 8 多様性に関する新たな世界目標として 20 の個別目標からなる愛知目標が採択さ 9 れ、このうち外来種に関するものとして個別目標9「2020年までに、侵略的外 10 来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御さ 11 れ又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着 12 経路を管理するための対策が講じられる。」が設定された。また、ペット、水族 13 館及び動植物園での展示生物並びに生き餌・生食料として導入された侵略的外 14 来種についても国際的な基準を作成すること等についても議論された。また、 15 COP10を受けて改定中の生物多様性国家戦略(案)(平成24年9月閣議決定 16 予定)では、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標を設定する等、外来種 17 による影響が近年深刻化していることを踏まえて対策強化を進めることとして 18 19 いる。

22 23

24

28

29

30 31

20

21

また、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」(平成 22 年法律第 72 号)(平成 23 年 10 月施行)の制定、第四次環境基本計画の策定(平成 24 年 4 月閣議決定)等があり、さらなる外来種対策に係る施策の充実が求められている。

25 このような状況を踏まえ、小委員会では、外来種対策に係る必要な措置につ 26 いて、当面必要となる制度面及び運用面での対応を基本とし、中期的な課題を 27 含めて検討を進めてきた。

その結果、外来種対策について、現状と課題を整理し、今後短期的に講ずべき事項、中期的に講ずべき事項について一定の結論に達したので、次のとおり報告する。なお、短期的に講ずべき事項とは報告を受けて概ね1~2年程度のうちに進めていくべき事項、中期的に講ずべき事項とは愛知目標の目標年である2020年に成果を報告することを視野に、概ね5年程度のうちに進めていくべき事項として想定している。

3334

32

35

2 . 外来種対策をめぐる現状と課題

1 2

- 3 (1) 特定外来生物の選定に関する現状と課題
- 4 外来生物法第2条第1項に基づき、現在105種類の特定外来生物が指定され
- 5 ている。第一次指定(平成17年6月1日施行)では、マングース、オオクチバ
- 6 ス、グリーンアノール等 1 科 2 属 39 種 (42 種類) が指定され、第二次指定(平
- 7 成 18 年 2 月 1 日施行)では、ウシガエル、ニューギニアヤリガタリクウズムシ、
- 8 オオキンケイギク等 9 属 34 種(43 種類)が指定された。その後セイヨウオオマル
- 9 ハナバチの追加指定と同時に未判定外来生物の輸入届出に伴う2属(2種類)
- 10 の追加指定(平成 18 年 9 月施行)があり、さらに、未判定外来生物の輸入届出
- 11 に伴って、4度にわたり計 17種(17種類)の追加指定がなされた。
- 12 特定外来生物の指定にあたっては、属レベルと種レベルのものが選定されて
- 13 おり、例えば、種レベルで特定外来生物に指定されたグリーンアノールについ
- 14 ては、同種が含まれるアノリス属の全種(特定外来生物に指定されている種を
- 15 除く)が未判定外来生物に指定され、3度にわたって未判定外来生物の輸入届
- 16 出が行われた結果、種レベルで3度の特定外来生物への追加指定がなされた。
- 17 また、概ね特定外来生物と同属等近縁の生物が未判定外来生物に指定されて
- 18 いるが、一次生産者であり、生態系の土台となる植物は、特定外来生物に12種
- 19 が指定されているが、そのうち同属等近縁の種で未判定外来生物に指定されて
- 20 いるのは2種のみであるなど、分類群によって指定状況に差がある。
- 21 また、外来生物法に基づく飼養等の規制が課せられないものの、生態系に悪
- 22 影響を及ぼす又は及ぼすおそれがあり、注意を要するものとして平成 17 年 8 月
- 23 に要注意外来生物の148種類を公表している。その中には、インドクジャク等、
- 24 地域的な影響がある一方で広く飼養等されているなど、法的規制をかけること
- 25 による大きな社会的影響が懸念されるものや、植物防疫法に基づく規制の対象
- 26 となっているアカボシゴマダラ等、他法令による規制がなされているとして、
- 27 特定外来生物の指定対象となっていないもの等が含まれている。
- 28 タイワンザルとニホンザルの交雑個体など、特定外来生物との交雑個体につ
- 29 いては、法的な取扱いが整理されていないため、外来生物法に基づく飼養等許
- 30 可や防除の取扱が不明確である。
- 31 さらに、特定外来生物に指定されていないが、侵略性が高いことが危惧され
- 32 るスパルティナ・アルテルニフロラの定着が2地域で確認されたほか、スイン
- 33 ホーキノボリトカゲ、フェモラータオオモモブトハムシ等の定着が新たに確認
- 34 されているなどの事例もある。

35

1 (2) 飼養等許可の現状と課題

2 平成 23 年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約 1 万 6 千件 3 であるが、その大部分の 1 万 3 千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオ

- 4 オマルハナバチについてのもので、全体の傾向としては一定数が継続して更新 5 されているため、飼養等許可の有効件数については、大きく変動していない。
- 6 特定外来生物の指定に伴う代替種の利用、例えば、セイヨウオオマルハナバ
- 7 チの特定外来生物指定に伴い、在来種であるクロマルハナバチの利用は現状で
- 8 は限定的である。一方で、生産性が高い等の特定の遺伝的性質をもった在来種
- 9 の代替利用が進み、野外への無秩序な放出が行われた場合は遺伝的撹乱のおそ
- 10 れがあることが指摘されており、セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可と在
- 11 来種の代替利用の方向性が明確に示されていない。
- 12 このセイヨウオオマルハナバチの飼養状況については、平成21年度以降毎年、
- 13 抽出調査が実施され、調査対象の2~3割程度で施設の不適切な管理状況が確
- 14 認されている。しかし、管理状況を改善するための体制や取組は不十分である。
- 15 現在、セイヨウオオマルハナバチの定着が確認されているのは北海道のみであ
- 16 るが、飼養している農家が見られない大雪山や知床の一部地域等でも優占して
- 17 いる。
- 18 なお、外来生物法の違反による検挙件数は減少傾向にあり、法規制について
- 19 は一定の理解が進んだ可能性がある。

- (3) 輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の現状と課題
- 22 我が国では、多くの国から食料品等の動植物を生きたまま大量に輸入してい
- 23 ることから、外来種が導入され、定着するリスクが常に存在する。例えば、我
- 24 が国に輸入され、潮干狩り漁場等に放流されている中国産のアサリは、日本の
- 25 アサリとは少なくとも亜種レベルの遺伝的分化を有し、両者の交雑集団の存在
- 26 が近年確認されている。また、水産増殖用として輸入されている種苗等にカワ
- 27 ヒバリガイ等の外来種が混入している場合がある。加えて、釣り用の生き餌な
- 28 どが大量に輸入され、野外に放出されている可能性がある。しかし、それらの
- 29 我が国への輸入や導入等の実態は把握されていない。また、ミシシッピアカミ
- 30 ミガメやクワガタムシ科等の要注意外来生物の輸入は近年減少傾向にあるもの
- 31 の、依然として少なくない量が輸入されている。
- 32 意図的に導入される外来種については、税関、植物検疫、動物検疫等の協力
- 33 により、外来生物法による輸入規制の一定の効果が上がっている。特定外来生
- 34 物を含む種類名証明書の添付が必要な生物を輸入することができるのは外来生
- 35 物法に基づいて指定される港及び飛行場のみであり、現在、成田国際空港、中
- 36 部国際空港、関西国際空港、福岡空港の4港が指定されている。

- 1 非意図的な導入対策として、特定外来生物については、主要港湾とその周辺 2 を対象にしたモニタリング等により早期発見に努めている。非意図的に導入さ 3 れる外来種は、輸入品に混入しているもの、輸入品又は容器梱包等に付着して 4 いるもの等様々であるが、特定外来生物についても、侵入や分布拡大の経路は 5 ほとんど特定されておらず、例えばアルゼンチンアリ等の侵入や分布拡大が起 6 きている。また、通関時の検査等において、特定外来生物が非意図的に混入・
- 7 付着していることが確認された場合の消毒方法などの具体的ガイドラインが整 8 備されておらず、消毒や廃棄を実施させる法的権限も不明確である。
- 9 バラスト水対策については、バラスト水管理条約の発効に備え、バラスト水 10 処理装置の承認やバラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集等の準備が 11 進められている。
- 外来種の国内他地域への導入を防止するための対策については、国内全域に 12 おける土砂や植木の運搬などの移動の実態把握や規制はなされていないのが現 13 状であるが、貴重な生態系を保全する観点から国立公園等の一部において対策 14 を実施している例がある。例えば、尾瀬、白山などでは、靴に付着した種子を 15 落とすためのマットを登山口に敷設している。また、世界自然遺産登録地域で 16 ある小笠原諸島においては、生物の持ち込みを予防するための消毒マットを港 17 の下船口に敷設しているほか、新たな外来種の侵入や島間での拡散の防止策の 18 実施について検討を進めている。 19

- (4) 国による防除の実施、防除に係る確認・認定の現状と課題
- 22 既に国内に定着している特定外来生物の防除に当たっては、国、地方公共団 23 体などが中心となって対策を実施してきている。しかし、そのための体制や資 24 金は十分とはいえない現状にある。
- 25 環境省では、国立公園やラムサール条約湿地等の保護地域等における防除を 26 優先的に推進してきており、一部の島嶼等限定された地域では根絶や封じ込め 27 に向けた取組が進展している。例えば沖縄島と奄美大島では、マングースの防 28 除により、捕食の影響を受けているヤンバルクイナやアマミトゲネズミ等の希 29 少種が回復しており、小笠原諸島では、父島・母島以外の属島へのグリーンア
- 30 ノールの分布拡大を防止しているなど、防除の効果が確認されている。しかし、
- 31 マングース等の国レベルでの根絶や広域に分布しているアライグマやオオクチ
- 32 バス等の外来種の封じ込め等の達成には至っていない。
- 33 農林水産省では農林水産業被害防止のための防除の取組支援、防除手法の研 34 究開発等、国土交通省では河川管理行為の一環としての外来種の防除、在来種
- 35 を活用した緑化技術の開発等を実施しているところである。
- 36 また、環境省、農林水産省等では、広域に定着する外来種について、防除マ

- 1 ニュアルを作成して公開するとともに、効率的・効果的な防除手法について、
- 2 協議会、研修会等を通じて普及啓発しており、地方公共団体、民間団体等によ
- 3 る外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は増加傾向にあり、防除の取組は
- 4 活発化している。一方で、分布に関する情報は網羅的に把握されておらず、特
- 5 に広域に定着する外来種について、侵入初期の地域等の分布の拡大に関する情
- 6 報の整備は進んでいない。また、地方公共団体が侵入初期の早期防除に取り組
- 7 む場合は少なく、農作物被害等が顕在化してから対策を実施する場合が多い。
- 8 このことが、アライグマ等、広域に分布する特定外来生物について分布拡大の
- 9 防止などの封じ込めが実現できていない大きな理由の一つと考えられる。

11 (5) 国内由来の外来種対策の現状と課題

- 12 国内由来の外来種は、小笠原諸島のアカギ、三宅島のニホンイタチ、九州の
- 13 オキナワキノボリトカゲ等、在来生態系に大きな影響を与えているものがある。
- 14 しかし、対策の推進に必要な分布情報や生態系影響等の科学的知見は十分でな
- 15 い場合が多く、そのため対策も進展していない。
- 16 保護地域については、自然公園法及び自然環境保全法の施行令の一部改正(平
- 17 成 18 年 1 月施行) 並びに自然公園法及び自然環境保全法の一部改正 (平成 22
- 18 年4月施行)により、保護地域での動植物の放出等の規制が強化され、国土の
- 19 約0.9%(国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域)において全
- 20 ての動植物の放出等が規制されたほか、国土の約6.4%(国立・国定公園特別地
- 21 域及び自然環境保全地域特別地区)のうち指定した地域において指定した動植
- 22 物の放出等を規制することが可能となった。国立公園では、島嶼や高山帯など
- 23 の希少な生態系に影響を及ぼしている国内由来の外来種について、防除やその
- 24 影響を調べるための調査が一部で実施されている。
- 25 また、地方公共団体においては、国内由来の外来種も含む外来種の規制等に
- 26 係る条例が11都県で制定され、国内由来の外来種を含む地方公共団体の独自の
- 27 外来種リストが13都道府県において作成されるなど、一定の進展が見られるが、
- 28 まだ未整備の地方公共団体も多い。

- (6)生物の人為的な導入による遺伝的攪乱の現状と課題
- 31 在来種の自然分布域内へ別の遺伝的性質を有する同種個体を人為的に導入す
- 32 ることによる遺伝的攪乱の問題については、外来種問題と同様に生物を導入す
- 33 ることによる問題の一つであり、
- 34 ・種レベルではなく遺伝子レベルの管理の問題であること
- 35 ・あらゆる生物種に想定されること
- 36 ・科学的知見が十分明らかになっていないものが多いこと

- 1 等から、種レベルで取り扱う外来種の問題とは異なる側面をもつ。具体的には、
- 2 在来種の自然分布域内への別の遺伝的性質を有する同種の人為的な導入(海
- 3 外に自然分布域を有する在来種を含む)
- 4 在来種の形質を改良した系統等の人為的な導入
- 5 などを行う際に影響が懸念される。例えば、緑化植物については、ススキ・ヨ
- 6 モギ・ヤマハギ・コマツナギ等の我が国の在来種と同種であるが、遺伝的性質
- 7 の異なる外国産種苗を輸入・利用している。また、水産物においても種苗とし
- 8 て外国産の在来種が輸入・放流されているが、日本産と遺伝的性質が異なるも
- 9 のがあることが指摘されている。さらに、国内において、在来種と同様のもの
- 10 であっても、例えばホタルのような、地理的要因等により遺伝的性質が異なる
- 11 生物が他地域に導入される場合が懸念される。また、ヒメダカなどの観賞用等
- 12 の目的で人為的に在来種の形質の改良が行われた生物が野外に遺棄された場合
- 13 に遺伝的攪乱が懸念されている。
- 14 これらの問題は、科学的知見に基づいて影響を評価し、対策を検討する必要
- 15 があるが、現状においてはそれらの科学的知見は十分に蓄積されていない。な
- 16 お、希少種の保全を目的とした再導入や国内移植を行う場合にも遺伝的攪乱に
- 17 留意する必要がある。

- (7) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題
- 20 外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、企業、民間団体、研究者、国
- 21 民等の役割は明確になっていない。そのため、特定外来生物の防除は国で一律
- 22 に進めるべきとの意見はあるが、外来種問題は様々な社会経済活動に伴って生
- 23 物が導入されたものであり、その影響も社会経済活動にも深刻な影響を与える
- 24 ことから、国だけでなく、地方公共団体、企業、民間団体、国民など多くの主
- 25 体と連携して社会全体で取り組んで解決していくことが必要となっている。
- 26 外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、環境省で実施した認知度調
- 27 査では「外来種・外来生物の意味を知っている」と回答したのは6割から7割
- 28 程度と大半の国民に認知されつつある。その一方で、野生化している外来種に
- 29 ついて、一部の住民による餌付行為や、捕獲や防除の理解が得られない等、外
- 30 来種問題について国民の理解や協力が十分に得られる状況には至っていない。
- 31 特に「いのちを大切にする」道徳教育や環境教育が行われている中で、地域固
- 32 有の生物相や生態系を保全することの重要性についての理解の促進を図ること
- 33 が必要となっている。
- 34 企業や団体等においては、一部で外来種対策を実施する例はあるものの、企
- 35 業イメージへの影響を懸念すること等により、社会全体への浸透には至ってい
- 36 ない。さらに、動植物の学習や普及啓発の役割を担っている水族館、動物園、

1 植物園においても、外来種対策への協力は限定的である。

2

- 3 (8)調査研究
- 4 外来種に関する調査研究は進展しているものの、外来種全般の生息の現況と
- 5 動向、その影響に関する情報をはじめ、以下のような分野についての取り組み
- 6 は不十分である。
- 7 ・特に外来種の侵入初期の動向に関する情報の収集と分析
- 8 ・低密度段階における根絶のための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するため
- 9 のモニタリング手法の開発
- 10 ・生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術の開発
- 11 ・外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- 12 ・非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- 13 ・生態系等に被害を及ぼさない代替種の開発
- 14 ・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価

15

16 3.外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

- 18 (1) 特定外来生物の効果的な選定
- 19 【短期的に講ずべき措置】
- 20 我が国の生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種を掲載し
- 21 た外来種ブラックリスト(仮称)の策定を通じて、対策が必要な外来種を整
- 22 理し、被害の状況やその危険性の科学的評価等を踏まえ、輸入や飼養等の法
- 23 規制が必要なものについては、追加的に特定外来生物を指定していく必要が
- 24 ある。
- 25 なお、外来種ブラックリスト(仮称)の作成に当たっては、外来種の社会・
- 26 文化的な位置づけも踏まえつつ、掲載種について防除等の対策や利用の方向性
- 27 も含めて示すことが必要である。
- 28 特定外来生物及び未判定外来生物の指定に当たっては、以下のことに留意す
- 29 る。
- 30 ・社会経済活動の中で利用されている種については、代替種の開発状況など、
- 31 社会経済的な影響を考慮すること
- 32 ・侵略性に係る科学的評価を踏まえ、予防的観点から、種レベルではなく、属
- 33 レベルの特定外来生物の指定を積極的に検討すること
- 34 ・特定外来生物の近縁種については、科学的知見が十分でない場合であっても、
- 35 予防的観点に立ち、未判定外来生物の積極的な指定を検討すること
- 36 ・侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、緊急的に輸入規制や飼養規

- 1 制等の対応が必要な場合には、特定外来生物を緊急に指定できる体制を確保
- 2 すること
- 3 ・植物防疫法等他法で規制されている種についても、外来生物法と同等の規制
- 4 がなされていないと認められる場合は、特定外来生物の指定を検討すること
- 5 地域的に影響を及ぼしている外来種については、外来種ブラックリスト(仮
- 6 称)にそうした外来種を選定し、地域的な生態系に係る被害の情報を整理し
- 7 て提供する。また、外来種被害防止行動計画(仮称)に、そうした外来種の
- 8 対策の考え方を整理する必要がある。
- 9 【中期的に講ずべき措置】
- 10 特定外来生物との交雑個体については、法的な位置づけを整理するとともに、
- 11 実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。
- 12 地域的に影響を及ぼしている外来種については、短期的に講ずべき措置等を
- 13 通じて、広く普及啓発を図るとともに、条例や自然公園法等の枠組みによる
- 14 効果的な規制や必要な対策を推進していく必要がある。

- (2)飼養等許可の適切な執行管理の推進
- 17 【短期的に講ずべき措置】
- 18 外来生物法の飼養等許可については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナ
- 19 バチにおいて不適切な管理が散見されていることから、特に野外で繁殖する
- 20 女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、
- 21 環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。
- 22 野外に逸出しているセイヨウオオマルハナバチについては、様々な主体と連
- 23 携して大雪山や知床などの生物多様性の保全上重要な地域でのモニタリング
- 24 や防除を進めるべきである。
- 25 特定外来生物の指定に伴い、代替種の開発を進めるとともに、在来種等の代
- 26 替利用において生態系等に係る被害が発生しないよう、留意すべきことを整
- 27 理する必要がある。特に農業利用のニーズが高いセイヨウオオマルハナバチ
- 28 に関して、本州の在来種であるクロマルハナバチの代替利用に伴う野外への
- 29 逸出について、遺伝的攪乱の影響に留意した上で、これらの利用方針を整理
- 30 し、それと併せてセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の運用方針につい
- 31 て再検討すべきである。
- 32 【中期的に講ずべき措置】
- 33 学術研究や防除等を目的にした特定外来生物の野外への放出については、規
- 34 制の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、許可制度ま
- 35 たは適用除外にすることを検討するべきである。

- 1 (3)輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進
- 2 【短期的に講ずべき措置】
- 3 侵入初期の外来種の早期発見、早期防除のために、引き続きモニタリングの
- 4 強化を図る必要がある。
- 5 指定港及び指定港以外の空港・港湾等における外来種に係る輸入時の検査が
- 6 適切に行われるよう、引き続き同定支援等を実施していくとともに、マニュ
- 7 アルの充実・最新情報への迅速な更新等、より一層の支援策の充実について
- 8 検討するべきである。
- 9 【中期的に講ずべき措置】
- 10 外来生物法の施行により意図的な導入対策は一定の効果は認められるが、非
- 11 意図的な導入対策、国内の移動の防止対策はさらなる充実が求められる。
- 12 特定外来生物等が輸入できる港および飛行場について、輸入量、地理的条件
- 13 なども考慮し、多くの利用者に著しい不利益を与えている場合は、必要に応
- 14 じて追加指定を検討するべきである。
- 15 輸入品又は容器梱包に混入・付着して我が国に非意図的に導入される特定外
- 16 来生物が輸入時に確認された場合は、確認された特定外来生物の種類に応じ
- 17 てくん蒸処理する際の薬剤の種類や濃度、暴露時間等に関するガイドライン
- 18 を整備した上で、輸入品の廃棄や消毒等を法的に徹底できる措置について検
- 19 討する必要がある。
- 20 非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、輸
- 21 入品に混入するもの、輸入品又は容器梱包に付着するもの等の特徴も考慮し
- 22 て、侵入経路を特定し、海外における特定外来生物の分布状況、混入又は付
- 23 着する物品の生産・流通などの現状を把握した上で、輸入業者等の協力を得
- 24 ること等も含め、効果的な対策を検討する必要がある。
- 25 特に水産物の種苗の輸入・養殖・放流の状況については、これに伴う非意図
- 26 的な混入等も含めてその実態把握に努め、効果的な対策を検討するべきであ
- 27 る。
- 28 国内の他地域への導入を防止するための対策については、国内全域における
- 29 物流の状況も踏まえ、特にオオヒキガエル等の影響が大きく、また拡散され
- 30 るおそれの高い外来種については注意すべき行為や経路の把握に努め、実行
- 31 可能な対策を検討するべきである。また、貴重な生態系を保全する観点から、
- 32 国立公園等においては、現在小笠原等で行われている対策や検討も踏まえ、
- 33 必要に応じて対策の強化を検討するべきである。

- 1 (4)国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の促進
- 2 【短期的に講ずべき措置】
- 3 国として実施すべき防除の優先度の考え方を整理し、それを踏まえた短期、
- 4 中長期的な防除対象種とその地域の実情に応じた防除目標を明確にし、防除
- 5 にあたっては、より効果的・効率的な手法となるよう、得られた効果を科学
- 6 的・客観的に把握し、評価することにより、防除手法を順応的に見直しなが
- 7 ら実施する必要がある。
- 8 国は、関係省庁や地方公共団体等が連携して取組ができるような情報交換や
- 9 成果の共有等の枠組みを構築する必要がある。併せて、侵入初期の早期防除、
- 10 計画的な防除を推進する観点から、地方公共団体、民間団体が外来生物法に
- 11 基づく防除の確認・認定を受けるよう引き続き推奨するとともに、防除の確
- 12 認・認定の手続きにおいては、防除の取組が円滑に進むように従事者の範囲
- 13 など、運用の明確化を検討する必要がある。
- 14 国は、個人やボランティア等による外来生物法の確認・認定を受ける必要の
- 15 ないような小規模の防除が円滑に進展するよう、外来生物法における運搬や
- 16 一時保管等の規制の運用等について、わかりやすく適切なものとなるよう検
- 17 討するべきである。
- 18 特に生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除にあたっては、野外に逸
- 19 出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含めた生態系管理の一環として、
- 20 対策を講じる必要がある。
- 21 【中期的に講ずべき措置】
- 22 国は、地方公共団体と協力して防除に必要となる分布情報など基礎情報の収
- 23 集・公表に努め、予防原則による初期防除の重要性の周知徹底、分布拡大予
- 24 測等の情報提供を推進する必要がある。広域に定着している外来種の新たな
- 25 地域への分布拡大などについては、関係する地方公共団体の取組状況を踏ま
- 26 え、侵入を警戒する地域の特定等も含めた分布情報の提供、専門家の派遣な
- 27 ど、侵入初期に特化した支援の強化を検討するべきである。
- 28 国は、防除を実施する際には、生態系回復が目的であることを踏まえ、防除
- 29 による在来種への影響、生物間の相互作用を考慮し、当該地域の生態系管理
- 30 の一環として、国立公園等の管理等と連動させて外来種対策を進めていく必
- 31 要がある。
- 32
- 33 (5)国内由来の(国内の他地域から導入された)外来種対策の推進
- 34 【短期的に講ずべき措置】
- 35 国内由来の外来種に係る科学的知見の蓄積に努めるとともに、外来種被害防
- 36 止行動計画(仮称)及び外来種ブラックリスト(仮称)の作成を通じて、国

1 内由来の外来種に係る対応の考え方を整理するべきである。

2 【中期的に講ずべき措置】

3 短期的に講ずべき措置で整理した考え方を踏まえ、条例や自然公園法等の既

4 存制度等を活用した対策、利用者への注意喚起などを推進する必要がある。

5

6

7

(6)生物の人為的な導入による遺伝的攪乱への対応

【短期的に講ずべき措置】

- 8 生物の人為的な導入による遺伝的攪乱に係る科学的知見の蓄積に努めるとと
- 9 もに、外来種被害防止行動計画(仮称)の作成を通じて、これらの対応の考
- 10 え方を整理し、広く普及啓発を図る必要がある。また、希少種の保全を目的
- 11 とした再導入や国内移植を行う場合には、地域個体群の遺伝的多様性を減少
- 12 させることがないように留意し、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復
- 13 帰に関する基本的な考え方」(平成23年3月)を踏まえて実施されるよう、
- 14 普及啓発を促進するべきである。

15 16

- (7)各主体の協力と参画、普及啓発の推進
- 17 【短期的に講ずべき措置】
- 18 外来種対策は社会全体で取り組んでいく必要があり、国、地方公共団体、企
- 19 業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多くの主体と連携して推進し
- 20 ていくべきである。
- 21 外来種問題については国民の理解が進んでいない側面もあることから、最新
- 22 の取組や知見を積極的に公開するとともに、外来種問題と社会・文化の関わ
- 23 りを身近な話題も含めてわかりやすく説明し、普及啓発を推進する必要があ
- 24 る。特に様々な教育の現場で、外来種から影響を受ける「在来種のいのち」
- 25 や「地史や気候によって形成された地域固有の生物相及び生態系」の重要性
- 26 に目を向けて行動する必要があることをわかりやすく説明していくべきであ
- 27 る。
- 28 外来種対策に関する各主体の行動指針を明らかにした、外来種被害防止行動
- 29 計画(仮称)の策定等を通じて、国と地方公共団体の情報共有、研究者との
- 30 連携の強化、民間団体や市民による活動参加等を促進する必要がある。
- 31 【中期的に講ずべき措置】
- 32 普及啓発にあたっては、国民全体の基礎的知識や関心の向上を図り、外来種
- 33 問題への理解を深めるよう、多様な主体との連携により進めていくべきであ
- 34 る。

35

1 (8)調査研究の推進

2 【中期的に講ずべき措置】

- 3 国は、研究者等と連携して、特に影響が大きいと考えられる外来種の現況と
- 4 動向に関する情報収集をはじめ、2.(8)で挙げた分野についての調査研究
- 5 を推進し、得られた成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に繋げてい
- 6 くことが必要である。

7

8 (9) その他

- 9 【中期的に講ずべき措置】
- 10 東日本大震災によって生態系が攪乱された地域は、外来種の侵入しやすい状
- 11 況にあるという指摘もある。また、被災地域においては、アライグマ等、人間
- 12 活動や捕獲圧が低下したことにより、個体数増加や分布拡大が懸念される種も
- 13 ある。必要に応じて、外来種の侵入状況等について把握し、震災復興において
- 14 は、各種事業が生物多様性に配慮して進められるように、外来種に係る情報提
- 15 供等を行うことを検討するべきである。

- 1 (参考1)外来生物法案の附帯決議
- 2 外来生物法の法案審議に当たっては、平成16年6月の衆議院環境委員会で以
- 3 下の附帯決議がなされている。
- 4 一.特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参
- 5 考にして、適切に指定を行うこと。また、被害に係る新たな知見が得られた
- 6 場合には、特定外来生物への指定を検討すること。
- 7 二.特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物
- 8 の混獲等への配慮や危険なわなの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及
- 9 ぼさないよう努めること。
- 10 三.海外から輸入される生物の種及び数量の実態把握に努めるとともに、関係
- 11 府省間の連携に努め、特定外来生物が密輸入されることのないよう、水際対
- 12 策を強化すること。輸入貨物への付着等によって、非意図的に導入される外
- 13 来生物について、導入経路及び生育状況の調査並びに監視に努めること。
- 14 四.本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。
- 15 五.政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう
- 16 努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。
- 17 六.外来生物対策の必要性について、広報活動、教育活動など様々な手段を用
- 18 い、国民や動物取扱業者等の関係者に普及啓発周知を徹底すること。
- 19 七.国内由来の外来生物の問題については、自然公園法等の既存法令を活用し
- 20 た規制の強化などを行うこと。

- (参考2)外来種と外来生物について
- 23 外来種:ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、
- 24 本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種
- 25 (「移入種対策に関する措置のあり方について(答申)」「生物多様
- 26 性国家戦略 2010」の一部改変)

27 外来生物:海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生

28 育地の外に存する生物 (「外来生物法」第二条)

2930

- (参考3)外来種被害防止行動計画(仮称)について
- 31 愛知目標を踏まえ、2020年までの特定外来生物も含めた外来種全般に関する
- 32 中期的な総合戦略として、国・地方公共団体・民間団体等の役割、防除におけ
- 33 る優先度の考え方、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の
- 34 考え方などを整理し、外来種対策の実施方針を明らかにすることを想定。平成
- 35 25年度を目途に策定予定。

- 1 (参考4)外来種ブラックリスト(仮称)について
- 2 愛知目標を踏まえ、特定外来生物の指定種に加え、我が国の生態系等に係る
- 3 被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるものであるが、
- 4 ・一定の科学的知見はあるものの、特定外来生物の指定について、科学的知見
- 5 の集積に努めることが必要なもの
- 6 ・既に全国にまん延しており、今後保全上重要な生態系に侵入した場合の影響
- 7 が懸念されるもの
- 8 ・法指定によって大量に飼育されている個体が大量に遺棄されるなどの弊害が
- 9 想定されるもの
- 10 ・代替性がなく既に大量に利用されているが利用に当たっては注意を要するも
- 11 の
- 12 ・在来種であるが我が国における自然分布域外での人為的な導入により、生態
- 13 系影響が懸念されるもの
- 14 等の外来種をリスト化し、最新の定着状況や地域的な影響の差違も含めた生態
- 15 系等に係る影響・被害、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意
- 16 点等についてわかりやすく示すことを想定。平成25年度を目途に作成予定。